

第1章 計画の策定にあたって

1

計画策定の背景と趣旨

近年、少子高齢化の進行や核家族化、独居又は高齢者のみ世帯の増加など家族形態の変化などにより、家族の支え合いや近所づきあいが全国的に希薄化しています。

飯豊町は、親世代から続いてきた住民同士のつながりが強く、住民自治組織の活動をはじめ、老人クラブや、子ども会などの地域を基盤とした活動、集まりが積極的に行なわれている一方で、人口減少や少子高齢化の進展などが、大きな課題としてとらえられてきました。

そこで、地域住民が主体となり住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らしていけるまちづくりを目指し、平成26年3月に「飯豊町地域福祉計画」を策定、翌年3月には、社会福祉協議会が「飯豊町地域福祉活動計画」を策定し、住民主体を基調とした福祉のまちづくりを推進してきました。

しかしながら、5年が経過する中で、地域社会の変化に伴いさまざまな生活課題が増え続け、住民の福祉に対する考え方や要望も年々複雑、多様化し、これまでの公的な施策や既存の体制では、支えきれない問題も多くなってきました。

さらには、平成30年4月に改正施行された社会福祉法では、支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域の生活課題について、地域住民等が「我が事」として捉え、関係機関と連携を図りながら「丸ごと」解決することを目指していくとされたことが大きな柱となっています。

本町においても、人口の減少と高齢化が同時に、かつ急速に進行しており、平成31年3月末現在において総人口が7,082人、高齢化率が36.3%となっており、5年前と比較すると人口が736人減少した一方で、一人暮らし高齢者数は急激に増加し、家族形態だけでなく地域雇用の問題、さらには集落団体のあり方にも少しずつ変化が見られています。

このような情勢を踏まえ、一人の生活課題を地域全体の課題として受け止め、住民が手を携えて地域づくりに参加できるようにするための具体的な計画策定が待たれることから、飯豊町における福祉課題を再度整理し、地域住民、行政、社会福祉協議会、関係機関・団体、サービス提供事業者等が連携、協働し、課題解決に取り組むことを目指し、飯豊町における新たな地域福祉計画・地域福祉活動計画を策定することといたしました。

2

地域福祉をめぐる動向

(1) 介護保険制度関連

平成 27 年 4 月の介護保険制度改正では、団塊の世代の方々が 75 歳以上となる 2025 年を目途に、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるようになるため、市町村が中心となって、その地域の特性に応じて、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」を作り上げていくこととなりました。

また、平成 30 年 4 月の改正では、「地域共生社会」の実現に向けて、市町村が地域福祉活動への参加を促進するための環境整備や地域生活課題に関する連絡体制の整備を行うことが示され、障がい者が高齢になり介護保険の被保険者となった際に、これまでサービス提供を受けていた障害福祉サービス事業所が介護保険サービス事業所としての指定を受けていない場合、これまでとは別のサービス事業所を利用しなければならない課題に対し、介護保険サービスの一類型として新たに「共生型サービス」を設け、障害福祉サービス事業所が介護保険事業所の指定を受けやすくするための見直しが行われました。

【地域に求められる役割】

- ☞ 住民主体、ボランティア・NPO、民間企業などの多様な活動主体による生活支援サービスの提供
- ☞ 共に支え合うための高齢者の社会参加の場づくり
- ☞ 住民や関係機関・団体などの参画による地域における支え合いの体制づくり
- ☞ 高齢・障がい・子育て分野等における人・物・場・財源等の共用及びネットワーク連携

(2) 改正社会福祉法関連

平成 30 年 4 月に改正された社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)では、地域共生社会を実現するため、「地域福祉推進の理念」「市町村における包括的な支援体制づくり」「地域福祉計画の充実」が規定されました。

地域福祉推進の理念では、支援を必要とする住民(世帯)が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による把握及び関係機関との連携等により解決を図ることが規定されました。

また、社会福祉法においては、市町村は地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、福祉の各分野における共通事項を定め、地域における福祉の上位計画として位置づけることとなりました。

【地域に求められる役割】

- ☞ 地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制整備
- ☞ 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動への支援
- ☞ 他機関の協働による市町村における包括的な相談支援体制の構築

(3) 総合的な権利擁護関連

認知症高齢者の増加、知的障がいや精神障がいのある方などの地域生活移行が推進される中で、判断能力が十分でない方々に対して生活支援を行うためには、地域において権利擁護に対する理解促進や支援体制づくりが必要となります。

【地域に求められる役割】

- ☞ 地域生活に移行する権利擁護が必要な対象者への理解促進
- ☞ 権利擁護センターや後見支援センターなどの専門機関又は中核機関などと連携した地域で見守る体制づくり

(4) 社会福祉法人制度改革関連

平成 28 年 4 月の社会福祉法人改革では、全ての社会福祉法人に対して、日常生活または社会生活上の支援を必要としている者に対して、無料または低額な利用金で福祉サービスの提供を行う「地域における公益的な取り組み」を実施する責務が位置づけられました。地域の実情に応じた様々な取り組みを行うには、地域の社会福祉法人・関係団体との話し合いを通じた検討が理想となります。

【地域に求められる役割】

- ☞ サービスの開発に向けた関係団体等との話し合いによる地域ニーズの把握
- ☞ 社会福祉法人制度の狭間にある支援等の開発
- ☞ 地域住民にとってより効果的な福祉活動が展開できるよう社会福祉法人との連携強化

(5) 飯豊町 SDGs未来都市の取り組み関連

SDGs は、2015年9月の国連サミットで採択された、持続可能な開発目標の略称です。国連加盟国 193ヶ国が 2030年までに達成する目標として掲げたもので、持続可能な世界を実現するための 17のゴールと 169のターゲットから構成されています。世界の誰一人として取り残さないことを誓い、すべての国が取り組む全世界的な目標です。本町は、平成 30年6月、全国で 29の自治体の一つとして、SDGs 未来都市に選定されました。

これまで行ってきた地域づくりが、SDGs の理念や目標と方向性を同じくしていることが認められたものであり、本計画においても、SDGs の考え方を取り入れていくものです。

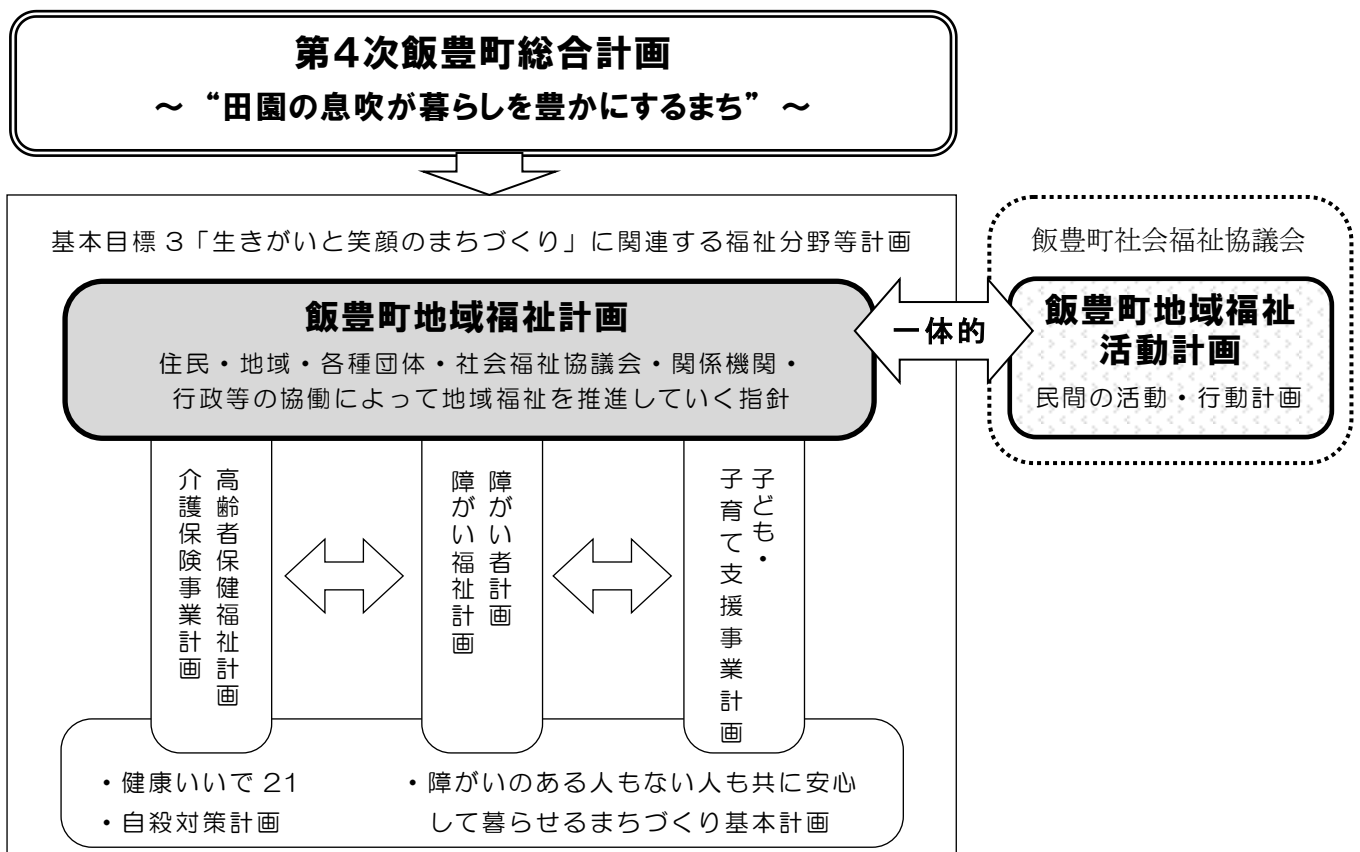
【地域の求められる役割】

☞ 「本町の誰一人として取り残さない」体制の構築

3 計画の位置付け

本計画は、社会福祉法に基づく行政計画である「飯豊町地域福祉計画」と社会福祉協議会が策定する「飯豊町地域福祉活動計画」を一体的に策定します。

両計画は、「飯豊町総合計画」を上位計画とし、地域を基盤とした福祉を推進するための関連計画と整合性を図りながら、地域福祉の理念を定め、具体的な取り組みの方針を表します。



(1) 地域福祉計画

地域福祉計画は、地域福祉推進の主体である地域住民等の参加を得て、地域生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策の内容や量、体制等について、庁内関係部局はもとより、多様な関係機関や専門職も含めて協議の上、目標を設定し、計画的に整備していくことを内容とするものです。

地域福祉計画の策定については、平成30年4月の社会福祉法(昭和26年法律第45号)の一部改正により、任意とされていたものが努力義務とされました。

さらに、地域福祉計画は「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載する、いわゆる「上位計画」として位置付けられました。

また、社会福祉法改正において、「包括的な支援体制の整備に係る事業に関する事項」が計画に盛り込むべき事項として新たに追加されました(社会福祉法第 106 条の3第1項各号に掲げる事業を実施する市町村のみ該当)。

**社会福祉法に基づき
策定する行政計画**

**地域福祉を推進する
ための方向性を明確
にする計画**

**個別の福祉計画では対応
できない、横断的な取り
組みを明確にする計画**

《策定方針》

社会福祉法及びガイドライン等をもとに、地域共生社会の実現及び包括的な支援体制の整備に関する施策等の動向も視野に入れながら、目指す方向性を確認します。

地域福祉計画に盛り込むべき事項の検討にあたっては、高齢者、障がい者、子ども・子育てなどの分野別計画や既存施策などの関連性を整理し、総合計画などの地域福祉計画の上位にある計画や方針などをもとに地域福祉計画の内容を調整します。

＜法的な位置づけ＞ 社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)〈抄〉 ※平成 30 年4月一部改正

第 1 0 7 条 (市町村地域福祉計画) 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画 (以下「市町村地域福祉計画」という。) を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 前条第 1 項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

※(参考)第 106 条の3(包括的な支援体制の整備)

市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業
- 二 地域住民等が自らほかの地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、協力を求めることができる体制の整備に関する事業
- 三 生活困窮者自立支援法第2条第2項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他

の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の元、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業

(2) 地域福祉活動計画

地域福祉活動計画は、法律により義務化されたものではありませんが、行政で策定される「地域福祉計画」を計画的、効率的に推進していくために、住民や民間福祉団体に策定される「地域福祉活動計画」の役割が重要といわれており、両計画は一体化したものとして考えられるようになりました。

この「地域福祉活動計画」は社会福祉協議会を中心としながらも、地域住民、福祉団体、福祉事業者等のこれからの地域福祉活動の方向性を示したものであり、それぞれがこの計画の趣旨を念頭に活動を展開し、有機的に結ばれることにより、地域福祉が一層充実するものとの考えによるものです。

**社協や住民が主体的
に取り組む事業を具
体化した計画**

**地域福祉を推進する上で
社協や自治組織、住民の
基本指針となる計画**

**毎年の取り組みを明確
にした計画**

《策定方針》

平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間を計画年度とする現計画「第1次地域福祉活動計画」においては、地域住民、福祉団体、福祉事業者等の地域福祉活動の方向性を包含し、先行して策定された「地域福祉計画」を十分意識した構成となっています。

新しい活動計画においては、「地域福祉計画」との一体的な策定を行うなかで、社会福祉協議会として向こう 5 年間における重点施策を明確に定めるほか、地域福祉推進事業の効果的な実施に力点を置いた計画づくりを目指すものであり、マンネリ化を打破し、活力ある社会福祉協議会を作っていくために、現状維持に満足することなく、向上心を助長する地域福祉活動計画を描くことが組織としての方針となります。

4 計画の期間

地域福祉計画及び地域福祉活動計画は 2020 年度を初年度とし、目標年次 2024 年度までの 5 年間をひとつの期間とします。

策定された計画は、目標年次までに推進されているか、併せて、計画を実行したことによって、地域福祉の推進にどういった効果を上げることができたかを確認し、必要に応じて見直しを行うこととします。

「地域福祉計画・地域福祉活動計画と各関連計画との目標期間の比較」

(西暦年度)	‘11	‘12	‘13	‘14	‘15	‘16	‘17	‘18	‘19	‘20	‘21	‘22	‘23	‘24
山形県地域福祉推進計画（山形県）			第 3 期											
						策定	第 4 期							
飯豊町地域福祉計画（健康福祉課）			策定	現計画										
									策定	第 2 次				
飯豊町地域福祉活動計画（社会福祉協議会）			策定	現計画							一体計画			
									策定	第 2 次				
飯豊町総合計画（企画課）	第 4 次													
									策定	第 5 次				
飯豊町高齢者保健福祉計画	策定	第 5 期												
飯豊町介護保険事業計画（健康福祉課）			策定	第 6 期										
						策定	第 7 期							
									策定	第 8 期				
飯豊町障がい者計画			策定	第 4 期										
飯豊町障がい福祉計画(健康福祉課)						策定	第 5 期							
飯豊町子ども・子育て支援事業計画（教育総務課）			策定	現計画										
									策定	第 2 期				
飯豊町次世代育成支援行動計画（教育総務課）	後期													

5 計画の策定方法

(1) 計画内容の協議

①策定委員会

地域福祉の推進に向けた協議を行うために、住民自治組織、社会福祉団体、各種関係機関・団体、教育関係者等で構成する「飯豊町地域福祉計画策定委員会」並びに「飯豊町地域福祉活動計画策定委員会」を組織し、計画内容の調整のための協議を行いました。

②作業部会

策定委員会への資料等の提供及び審議するための原案を事前に作成するために健康福祉課職員と社会福祉協議会職員の5名による作業部会を設置し、調査研究活動を実践しました。また、調査分析や統計資料の整理など、策定委員会での協議が円滑に行われるようにするための話し合いが随時行われました。

(2) 福祉ニーズや課題の把握

①「住民の課題及び困りの声等」に関する調査

住民の地域福祉に関する意識や普段感じている不満や不安、生活課題を把握するために多くの関係機関、住民の代表から調査票への記入又は各種会議や情報交換会の場を利用した聞き取り調査を実施しました。

実施時期	令和元年9月20日～11月30日
調査名	計画策定のための課題抽出調査
対象者 (協力先)	① 計画策定委員 (7名) ② 関係機関団体 (3名) 老人クラブ、民生委員児童委員、身体障がい者団体の代表 ③ 社会福祉事業従事職員 (5名) 介護職員、保健師、介護支援専門員、その他社協職員2名 ④ 地域の高齢者 (18名) 集落ワークショップ参加者 ⑤ その他 (11名) 福祉サービス利用者、サロンリーダー、家族介護者等
方法	① 自己記入方式、郵送による調査票の配布・回収、 ②～⑤ 会合等による情報収集、インタビュー調査等
回答数	全44件

②庁内関係課ヒアリング調査の実施

地域福祉関連施策や関係する事業を実施している庁内関係課（担当室）を対象に、現状での課題や今後の方向性等について聞き取りを行い、各計画との整合性が取れるように調整を行いました。

③パブリックコメントの実施

計画内容について、住民から寄せられた幅広い意見及び情報を考慮し、最終的な意思決定を行うために、令和2年2月28日（金）から同年3月10日（火）まで、計画案に対する意見募集（パブリックコメント）を実施しました。

